

平成27年度・平成28年度の主な税制改正について

○ 均等割の税率区分の基準となる「資本金等の額」の改正（全法人対象）

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人県民税均等割の税率区分の基準である「資本金等の額」について、以下のとおり改正されました。

(1) 「資本金等の額」に無償増減資等の金額を加減算する。

(2) 「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額とする。

※ 平成27年4月1日以後に開始する最初の事業年度に係る予定申告については、改正前の規定により算定した前事業年度の末日現在の資本金等の額を用いることとする経過措置が設けられています。

○ 外形標準課税の拡大

外形標準課税法人に係る法人事業税所得割が引き下げられ、外形標準課税が拡大されました。

平成26年度まで	平成27年度	平成28年度
2/8	3/8	5/8

※ 改正後の税率は裏面をご覧ください。

○ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

(平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度)

法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人は、給与増額分に相当する額が付加価値額から控除できることとされました。

○ 外形標準課税の拡大に伴う負担変動の軽減措置

外形標準課税の拡大により負担増となる法人は、以下のとおり算定した額を事業税額から控除できることとされました。

(1) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度

① 付加価値割額30億円以下の法人

負担増となる事業税額の 2分の1を控除

② 付加価値割額30億円超40億円未満の法人

負担増となる事業税額に付加価値額に応じて

2分の1から0の間の割合を乗じた額を控除

※ 平成27年3月31日現在の税率（裏面（a））が基準となります。

(2) 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

① 付加価値割額30億円以下の法人

負担増となる事業税額の 平成28年度 4分の3を控除

平成29年度 2分の1を控除

平成30年度 4分の1を控除

② 付加価値割額30億円超40億円未満の法人

負担増となる事業税額に付加価値額に応じて

平成28年度 4分の3から0の間の割合を乗じた額を控除

平成29年度 2分の1から0の間の割合を乗じた額を控除

平成30年度 4分の1から0の間の割合を乗じた額を控除

※ 平成28年3月31日現在の税率（裏面（b））が基準となります。

○ 外形標準課税資本割の課税標準となる「資本金等の額」の改正

平成27年4月1日以後に開始する事業年度から資本割の課税標準である「資本金等の額」について、以下のとおり改正されました。

(1) 従来どおり「資本金等の額」に無償増減資等の金額を加減算する。

(2) 「資本金等の額」が、「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額とする。